

平成27年6月

大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金についてのお知らせ

平成26年度以降に新入学した生徒から、「全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、低所得者世帯の保護者等に奨学のための給付金（以下「奨学給付金」という。）を支給する制度」が創設されました。

給付を希望される方は、学校事務室で申請書類を入手していただき、学校が指定する日までに、所得を証明する書類等を添えて学校事務室まで提出してください。

【奨学給付金の給付対象者】

基準日である7月1日現在、以下の全ての要件を満たしていること。

高等学校等に在学する生徒の保護者等であって、大阪府内に在住していること。

保護者等全員（父母の両方）の平成27年度の市町村民税所得割額が非課税（又は生活保護受給）である世帯。

高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した生徒、又は高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）を超える生徒は対象外となります。

【支給額】

生活保護受給（生業扶助が措置されている）世帯の生徒等

全日制・定時制・通信制 32,300円

保護者等全員の市町村民税の所得割額が非課税である世帯の生徒等

全日制・定時制 37,400円 通信制 36,500円

ただし、次のいずれかに該当する通信制以外の生徒等

当該世帯に扶養されている2人目以降の高等学校に通う生徒等

当該世帯に扶養されている高等学校に通う生徒等以外に15歳（中学生を除く。）

以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる生徒等

全日制・定時制 129,700円

ただし、当該年度の学校徴収金（独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金、PTA会費、学年費、修学旅行積立金、同窓会費など）に未納又は未収分がある場合は、奨学給付金と相殺します。

【奨学給付金の受給決定等について】（予定）

平成27年12月上旬頃に学校を通じて通知

奨学給付金の支給については、平成27年12月下旬頃

【本件問い合わせ先】

大阪府立茨木工科高等学校 072-623-1331

大阪府教育委員会事務局

施設財務課 助成・会計グループ

06-6941-0351（内線3922・6913・6914）